２０２６年6月

令和８年６月 24 日からの大雨に伴う災害により
被害を受けられました皆さまへ

全管協れいわ損害保険株式会社

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたび令和８年６月 24 日からの大雨に伴う災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】
災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続き（契約のお申込み及び保険料のお支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大 2 カ月間猶予させていただきます。この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までお申し出ください。

≪弊社担当窓口≫
お客さま相談窓口:0120－018－216
受付時間:9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

■災害救助法適用地域と法適用日

適　用　地　域		法適用日
福岡県	柳川市（やながわし） うきは市（うきはし） みやま市（みやまし） 八女郡広川町（やめぐんひろかわまち）	2026年6月25日（木）
鹿児島県	薩摩川内市（さつませんだいし）	2026年6月24日（水）

以上